

令和4年度

大規模盛土造成地変動予測調査業務委託

特記仕様書

(第二次スクリーニング計画)

津山市都市建設部都市計画課

計 画 係

1 目的

本業務は、請負人（以下「受託者」という。）が津山市（以下「委託者」という。）の計画している『大規模盛土造成地変動予測調査』に必要な調査結果を取りまとめるものであり、第一次スクリーニング結果より該当する大規模盛土造成地の盛土地盤の安定性に係る現地踏査及び優先度評価を実施する。地盤調査が優先的に必要と考えられる大規模盛土造成地を選定し、第二次スクリーニングを行う実施計画を作成することが目的である。その後、今回作成した実施計画を用い第二次スクリーニングを実施することとなる。

2 業務概要

(1) 業務名 大規模盛土造成地変動予測調査業務委託

(2) 位置 津山市 上田邑ほか 地内
大規模盛土造成地 N=39 箇所

(3) 業務内容

- 1) 計画準備
- 2) 調査優先度評価法の検討
- 3) 基礎資料集計・整理（社会条件・保全対象・造成年代調査）
- 4) 現地踏査
- 5) 第二次スクリーニング優先度評価
- 6) 簡易安全性評価のための地盤調査箇所選定
- 7) 大規模盛土造成地カルテ作成
- 8) 報告書の作成
- 9) 打合せ協議

(4) 委託期間

契約日 より 令和5年2月17日

3 関係法令及び共通仕様書

本業務は、本仕様書によるほか、下記の法令等に準拠するものとする。

- (1) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説
- (2) 大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン及び同解説
- (3) 宅地造成等規制法、同法施行令及び同法施行細則
- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (5) 国土交通省『宅地防災マニュアル』及び同解説
- (6) 道路構造令（津山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例）

- (7) 津山市公共測量作業規定（以下「作業規定」という。）
- (8) 津山市契約規則
- (9) 岡山県調査・設計・測量業務等共通仕様書
- (10) その他関係法令

4 提出書類等

本業務に先立ち、受託者は下記の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

提出書類

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者選任届及び同経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他、委託者が指示する書類

貸与資料

- (1) 貸与資料（大規模盛土造成地第一次 SC 業務委託報告書）
- (2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、必要な図書及び資料を所定の手続きにより発注者に貸与を求めることができる。委託者は受託者より請求があった図書及び資料は、業務上必要と認められる場合には貸与するものとする。
- (3) 貸与資料等については、受託者は、破損、滅失、盗難等の事故がないように十分配慮し慎重に取り扱うものとし、業務完了後は速やかに返却するものとする。

5 技術者

- (1) 本業務に従事する主任技術者は以下のいずれかの資格を有し、『大規模盛土造成地変動予測調査業務委託（第二次 SC 計画策定）』を管理技術者又は、主任技術者として実施した実績を有し、十分な知識を有する者とする。また、照査技術者についても以下のいずれかの資格保有者とする。

1) 技術士

- (ア)（建設部門：土質及び基礎）
- (イ)（応用理学部門：地質）
- (ウ)（総合管理技術監理部門：建設-土質および基礎）
- (エ)（総合管理技術監理部門：応用理学-地質）

2) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）

- (ア)（土質及び基礎）
- (イ)（地質）

- (2) 照査技術者は、以下の基本項目及びその他必要となる項目について照査を行うもの

とする。

- 1) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 2) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるか照査を行う。また、第二次スクリーニング実施の目的に対応した情報が得られているか確認を行う。
- 3) 事業方針、調査及び優先度評価手法が適切であるか照査を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適合性及び整合性に着目し照査を行う。

6 計画準備・実施管理

- (1) 受託者は業務実施にあたり、作業内容、作業方針、実施工程を整理し業務全体の方針、細部仕様及び業務実施体制について計画書を作成し、委託者に提出し承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務着手にあたり工程表を提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- (3) 工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- (4) 受託者は業務の状況について毎月、月初めに報告しなければならない。
- (5) 計画準備調査の段階で、大規模盛土造成地第一次 SC 業務結果との相違等が確認された場合は、委託者に連絡し対応策を協議することとする。

7 調査優先度評価法の検討

大規模盛土造成地について、滑動の発生について評価するための手法として、ガイドラインにある優先度評価フロー、被害規模ランクに示された評価項目、基礎資料及び現地踏査での変状の確認等の判断結果を踏まえ、地形状況及び地盤情報等の地域的特性を考慮し、かつ一次 SC 調査結果を参考に、評価手法案を設定し委託者の確認を得ることとする。基本的には、ガイドラインにおける優先度評価フローに則り実施するが、各大規模盛土造成地の現地状況と全体箇所の総括を実施し判断することとする。

8 基礎資料の調査、収集、整理

- (1) 保全対象の調査として、調査該当造成地及び周辺地域（地盤変動時影響地域）の住宅戸数、幹線道路、区市町村道、緊急輸送道路、指定避難道路、河川、鉄道、避難所及び避難施設の有無について調査する。なお、周辺地域（地盤変動時影響地域）の調査範囲は対象盛土の長さと同じ長さでの範囲で最大 100m以内とし、河川等で影響範

囲が区切られた場合は委託者と協議し、調査範囲を別途協議するものとする。

- (2) 現地状況の把握として、対象盛土箇所区域内、周辺地域（地盤変動時影響地域）及び災害指定区域に該当するか、盛土造成地内に防災関連及び要援護者の施設等の有無を調査するもの。その他開発造成に係る事項を調査することとする。

9 現地踏査

- (1) 業務の実施にあたり、現地での作業を行う場合、受託者は身分証明書を携帯しなければならない。
- (2) 今回の業務実施に於いて、民間施設での調査も含まれることから、事前に計画工程表を作成し、委託者と協議を行い、土地所有者と事前に協議を実施し現地調査を行うものとする。また、調査を行う上で、民地内の樹木等伐採が必要な場合は地権者に了解を得て行うこと。
- (3) 関係地権者に現地調査の了解が得られないときは、監督員に報告し指示を受けること。また、調査中にトラブルが発生した場合は、直ちに作業を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- (4) 作業にあたり、交通規制等が必要な場合、道路管理者及び所轄の警察の許可を受けなければならない。
- (5) 『大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説』に記載の現地踏査における着目点に従い実施するものとする。

10 第2次スクリーニング優先度評価

- (1) 大規模盛土造成地において盛土形状や地盤勾配の大きな変化、ひな段形状の存在、造成年代の相違又は土地利用の相違等がある場合は、盛土区域を必要に応じ区分し、その区分ごとに優先度評価を行うものとする。
- (2) 基礎資料及び現地調査の調査項目より、優先度評価フローランクを決定するには、『7 調査優先度評価法』により行うこととする。
- (3) 優先度評価内での優先順位を決定するため、優先度評価の細分化を行う。細分化は保全対象の範囲を仮定し、被害規模のランク評価、擁壁・法面の変状の有無、地下水有無等の現地状況を踏まえ、先行実施団体の事例を参考に監督員と協議の上決定する。
- (4) 大規模盛土造成地の優先度評価とその結果を一覧表に取りまとめること。

11 簡易安全性評価のための地盤調査箇所選定

- (1) 優先度の高い盛土造成地について、当初現地調査踏査した者以外の調査員を含む複数の調査員により二次的な現地踏査を行い、優先度評価結果及び優先度順位の妥当性

について再検討し、その後最終優先度を決定する。

- (2) 優先度の高い盛土造成地について、基本的な地盤情報を取得し優先度評価の信頼性を確保するため、必要な場合は監督員と協議し簡易地盤調査を実施するものとする。
- (3) 以上の判断及び計画については、受託者は委託者と取りまとめ方針について協議した上で、第二次 SC 計画について作成するものとする。

12 大規模盛土造成地カルテ作成

- (1) 大規模盛土造成地について、第二次 SC 計画の作成に係る宅地カルテをガイドライン掲載の様式に倣い、全対象盛土造成地について作成する。
 - 1) 宅地カルテ様式 1 (概要・総評)
 - 2) 宅地カルテ様式 3 (第二次 SC 計画作成 (1))
 - 3) 宅地カルテ様式 4 (第二次 SC 計画作成 (2))
- (2) 優先度評価において条件設定により、盛土区域を分割し評価を行った場合は、その分割評価毎にカルテを作成するものとする。
- (3) 宅地カルテは調査進捗に合わせ随時更新をすることから、汎用性のあるデータ形式を用い作成することとする。

13 報告書の作成

第二次スクリーニング計画に関わる成果品・資料

① 業務計画

業務の目的・主旨を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し業務計画書を取りまとめること。

② 大規模盛土造成地カルテ

③ 報告書等の電子データ

④ その他資料等

- 1. 現地踏査に係る収集資料
- 2. 優先度評価要領
- 3. 社会条件・保全対象に係る収集資料
- 4. 開発造成・地盤情報に係る収集資料
- 5. 打合せ記録簿
- 6. ※成果品 製本 2 部

原稿 一式

図面 CAD データ 一式(SFC 拡張子への変換を行い提出のこと)

数量計算等の Excel,Word ファイル 一式

14 打合せ協議

打合せ協議は着手時・中間（1回）・納品時の計3回を想定しているが、疑義が生じた場合には適宜打合せを行うものとする。また受託者は打合せ毎に議事録を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

15 業務に係る留意事項

- (1) 受託者は、委託者と綿密な連絡・協議の上、本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、本業務実施中に生じた事故に対して、一切の責任を負うものとし、事故が発生した場合は、委託者及び関係機関に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、対応策について委託者と協議するものとする。

16 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の成果（業務の過程において得られた記録等含む。）を第三者に閲覧、複写及び譲渡してはならない。但し、予め委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止、その他個人情報を適正管理し、適正な個人情報管理体制とセキュリティ体制について、着手時に提出する実施計画書に示し委託者の承認を得ることとする。

17 検 査

業務終了にあたり、受託者は速やかに『13 報告書の作成』に掲げる成果品を提出し委託者の検査を受け、検査合格とした時点で業務完了とする。但し、その後において誤りが発見された場合、委託者の指示により、指定期日迄に受託者の責任により誤り等を訂正しなければならない。

18 納品及び納品場所

- (1) 納 期 契約書記載の工期内
- (2) 納品場所 津山市都市建設部 都市計画課 計画係

19 著作権

- (1) 受託者は、本件業務委託において作成した成果品の全てについて、契約書に従い著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項に規定する権利である著作者人格権を行使しないことを予め承諾するものとする。

る。また、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利である著作財産権は、完成と同時に津山市に無償で譲渡されるものとする。そのほか、著作者に関する事項は契約書記載のとおりとする。

(2) 著作権者を明確にするため、著作者及び著作権者の表示を行うこと。

20 問い合わせ先

〒708-8501

岡山県津山市山北 520 番地（津山市役所 5 階）

津山市都市建設部 都市計画課 計画係

担当 主査 久常 正人

TEL (0868)32-2096 FAX (0868)32-2155

Mail:hisatune_masahito@city.tsuyama.lg.jp

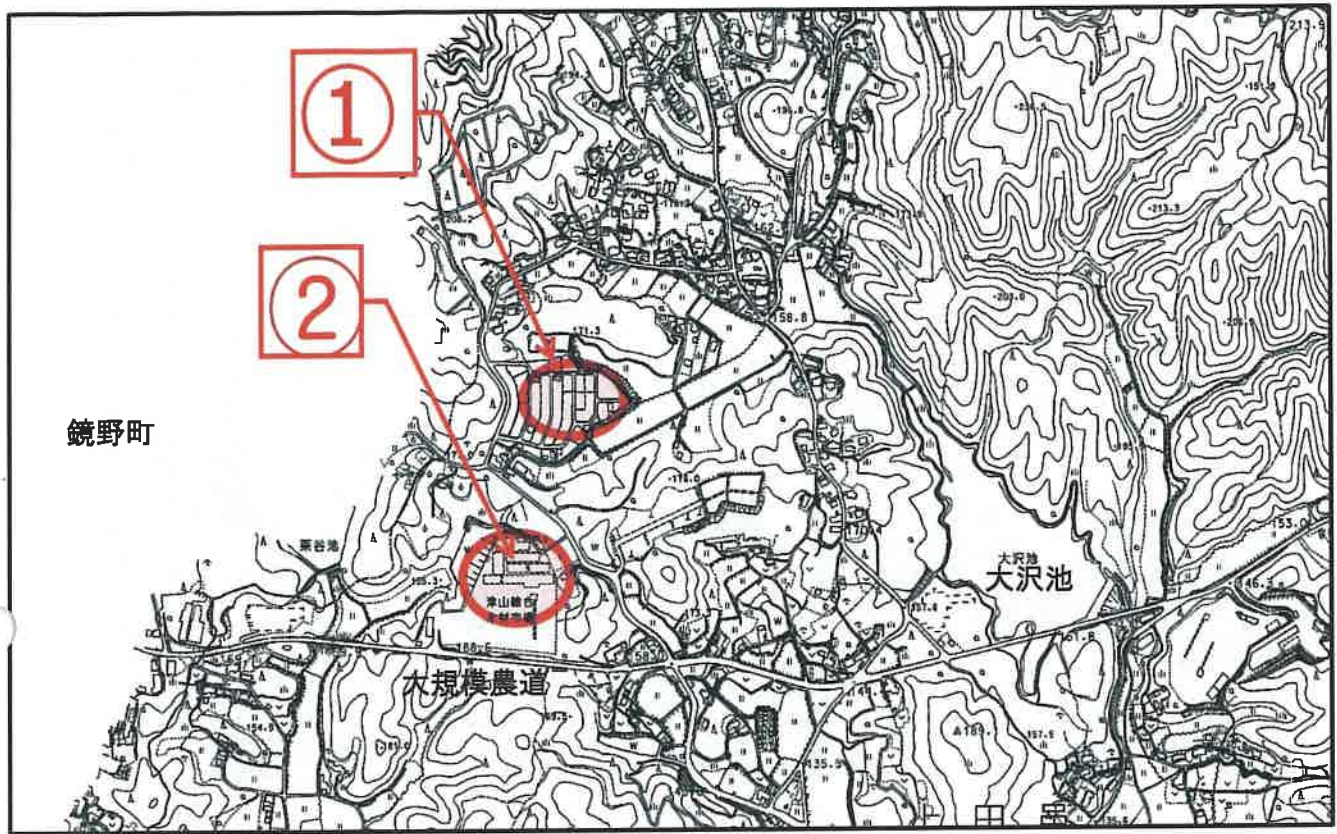
大規模盛土造成地位置図

年 度： 令和4年度

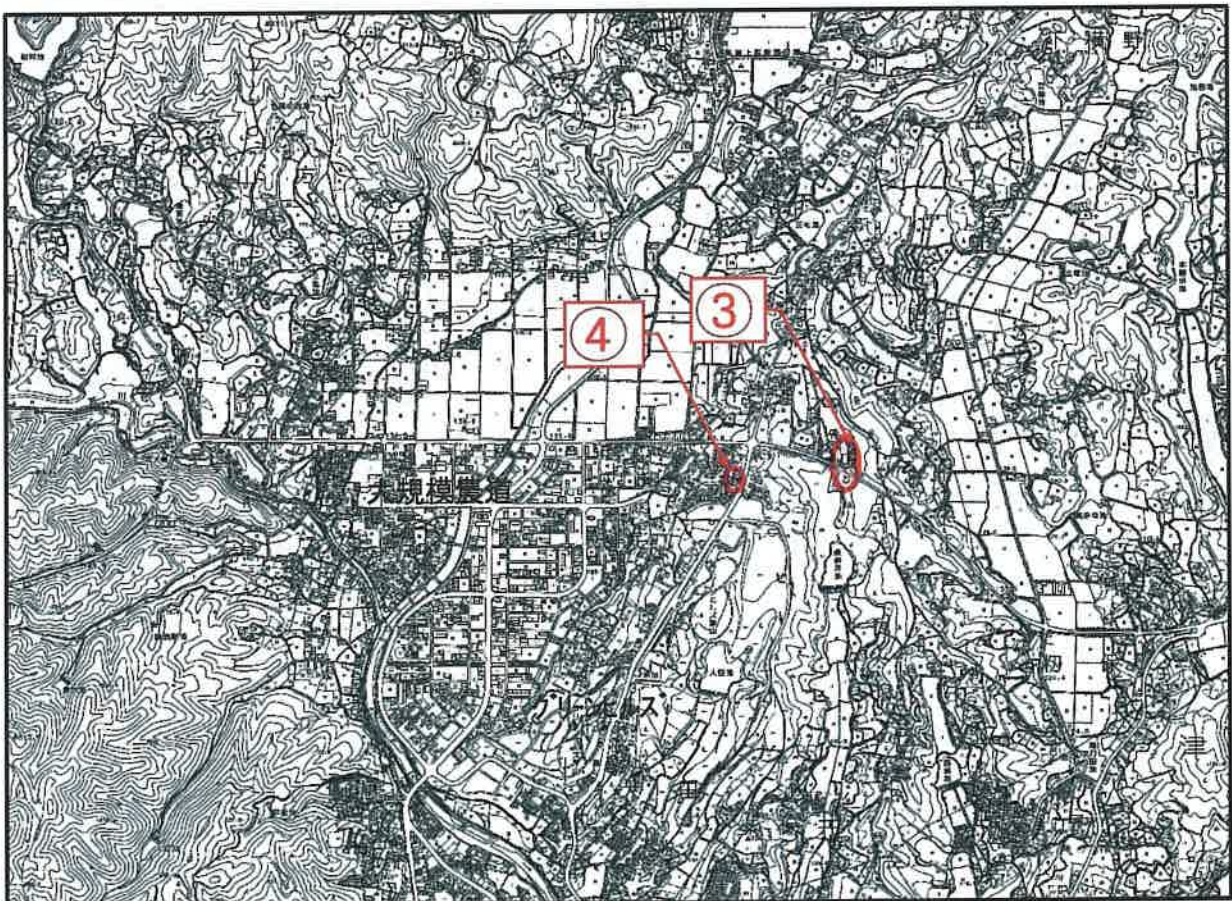
委託名： 大規模盛土造成地変動予測調査業務委託

津 山 市

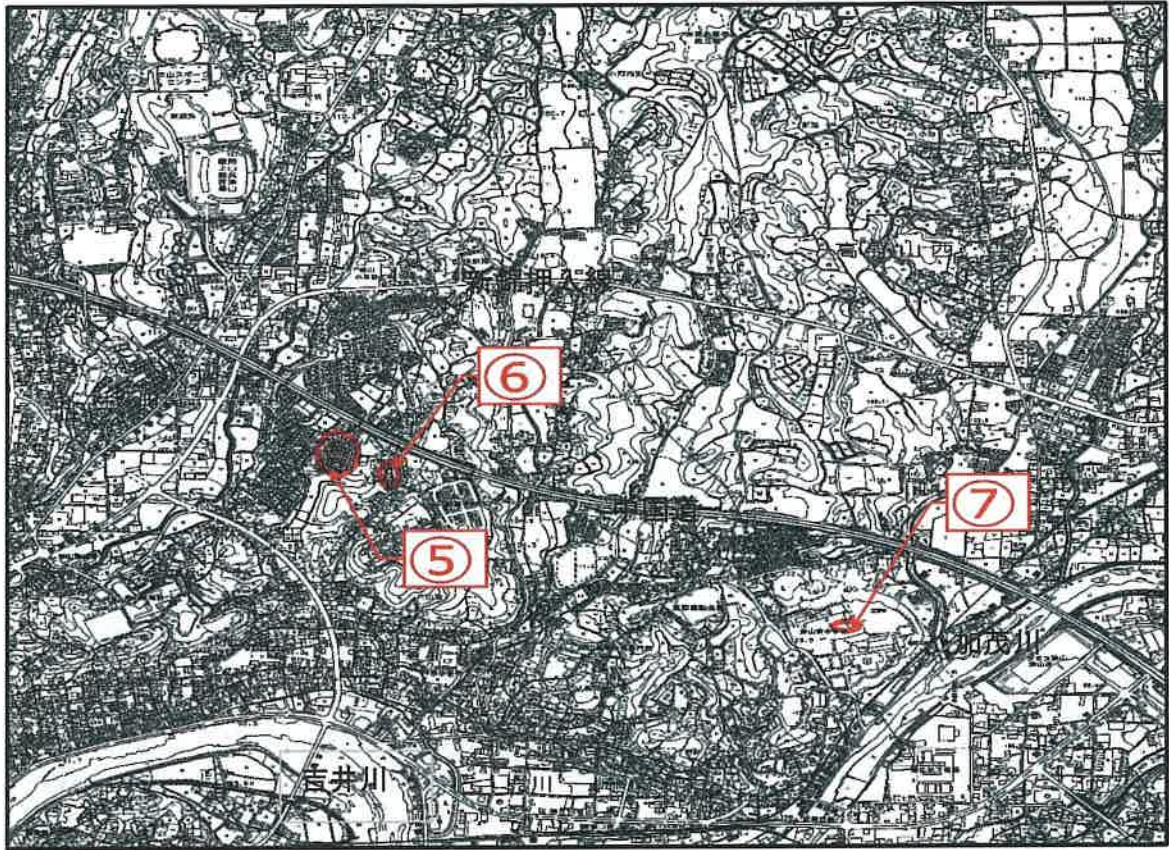
大規模盛土造成地位置図



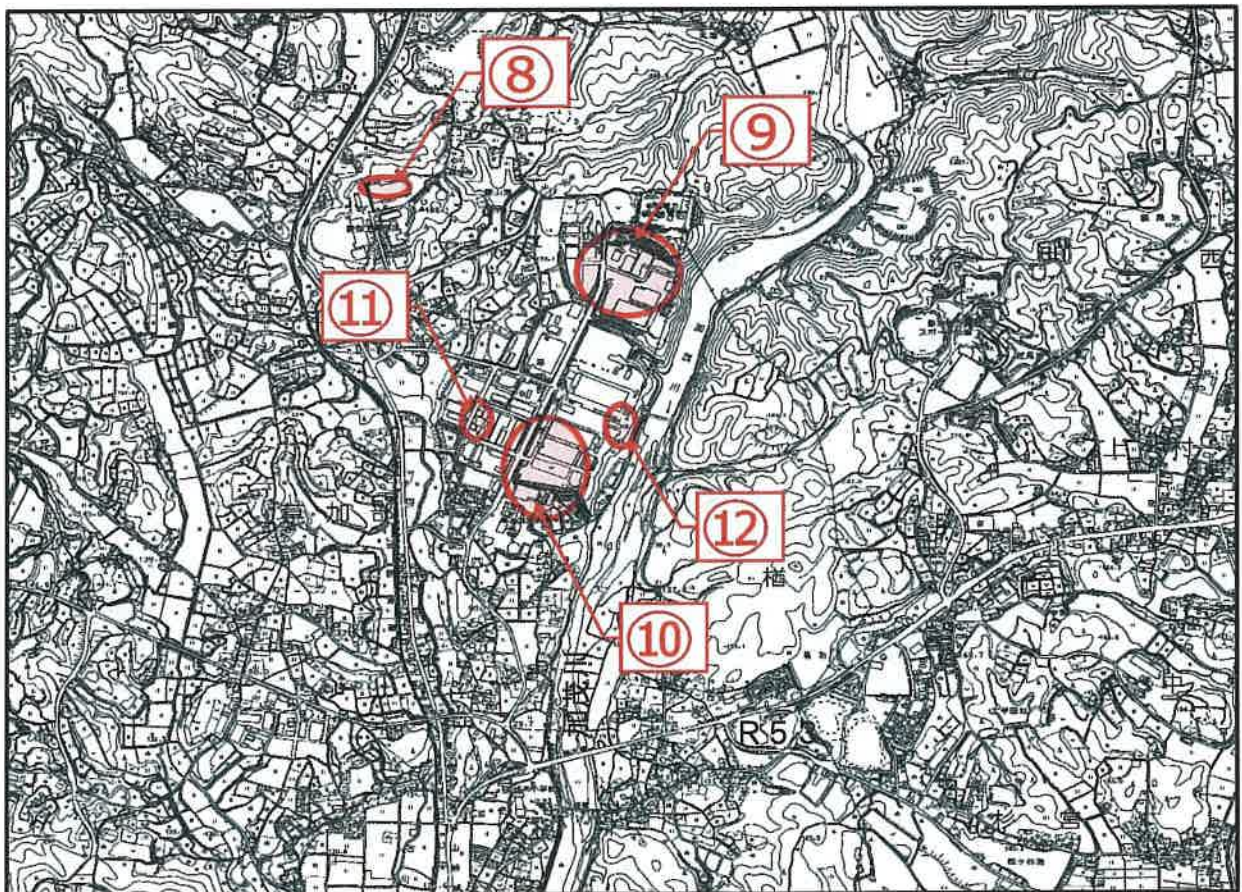
上田邑 地内



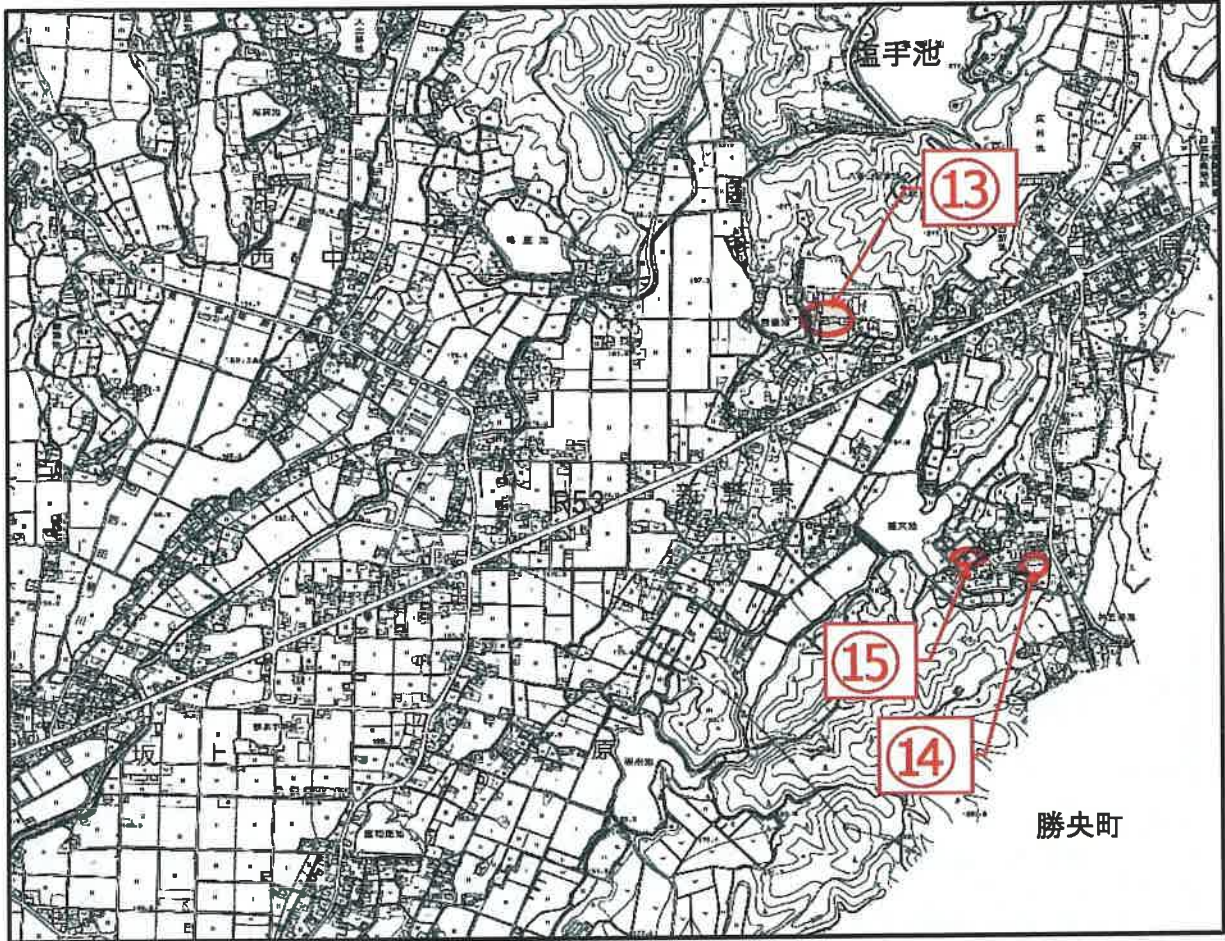
東一宮・下横野 地内



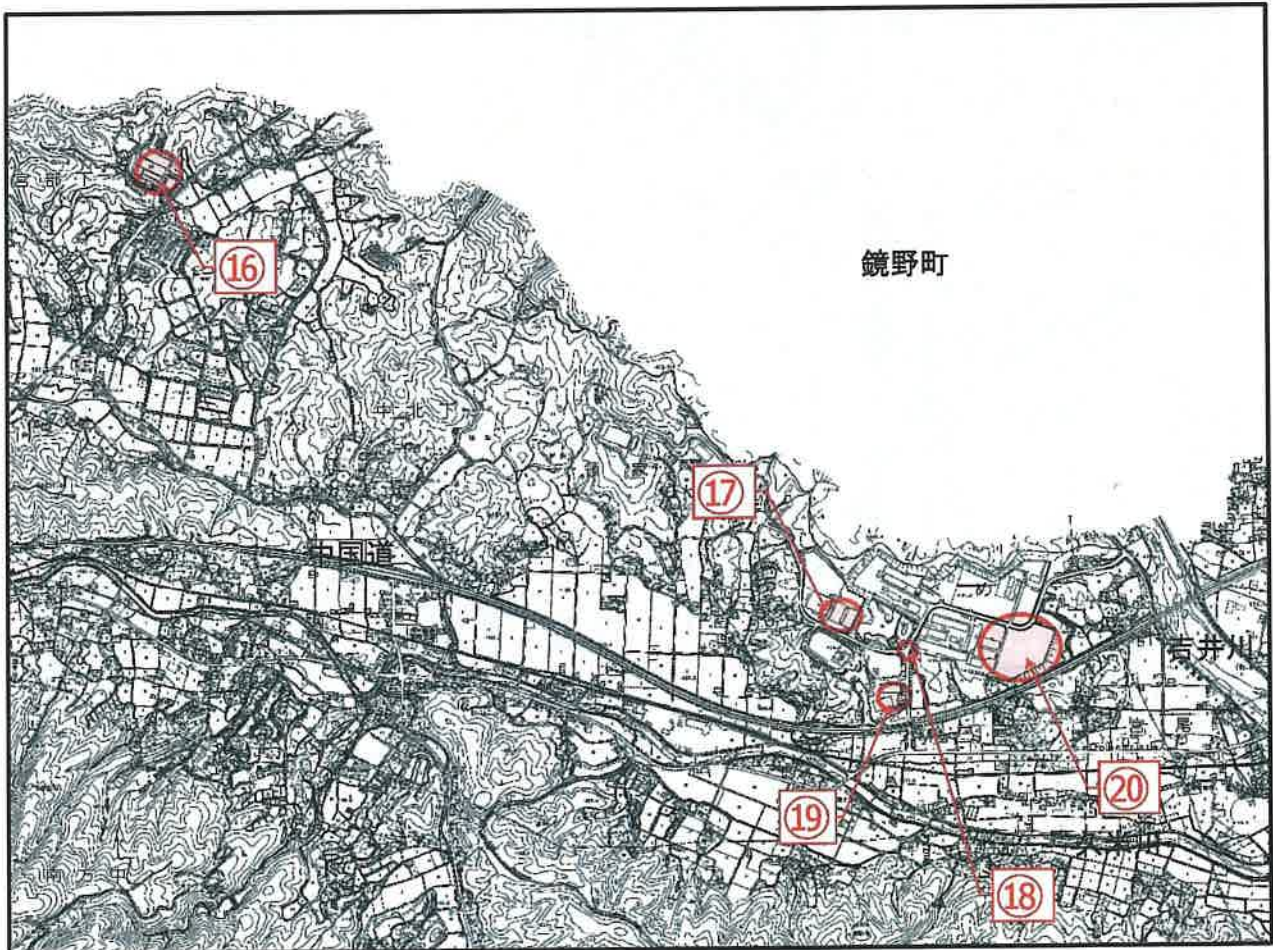
林田・押入 地内



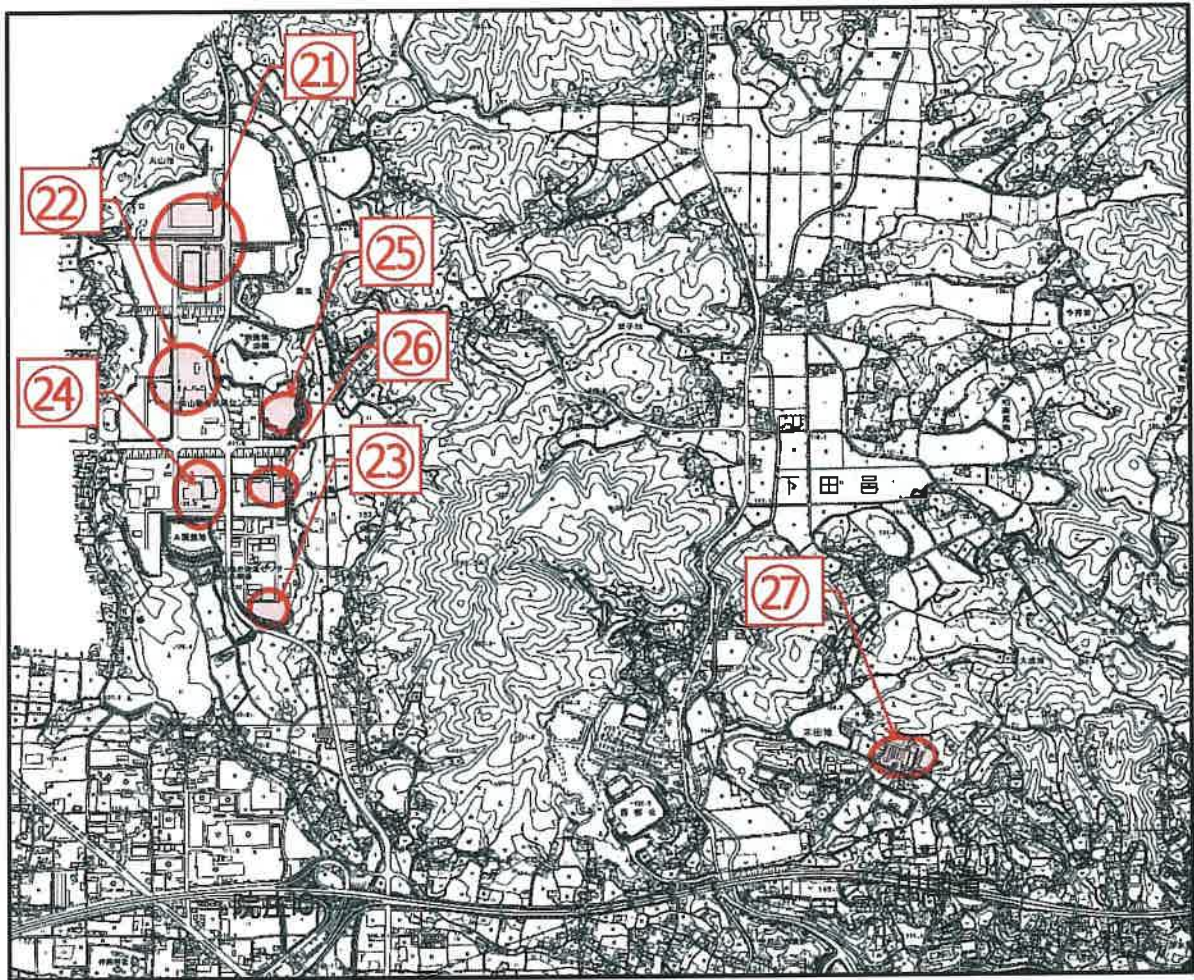
綾部・草加部 地内



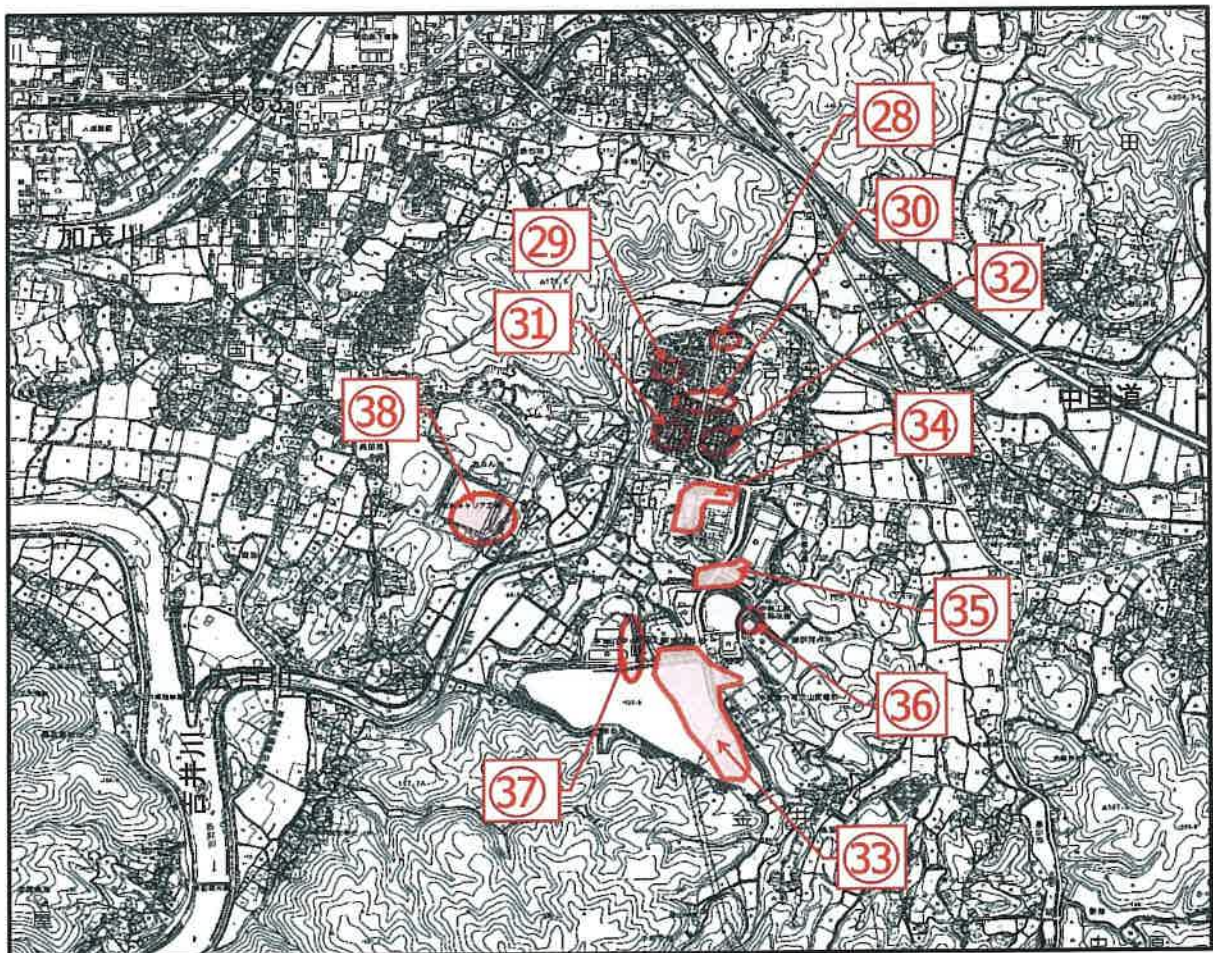
新野東 地内



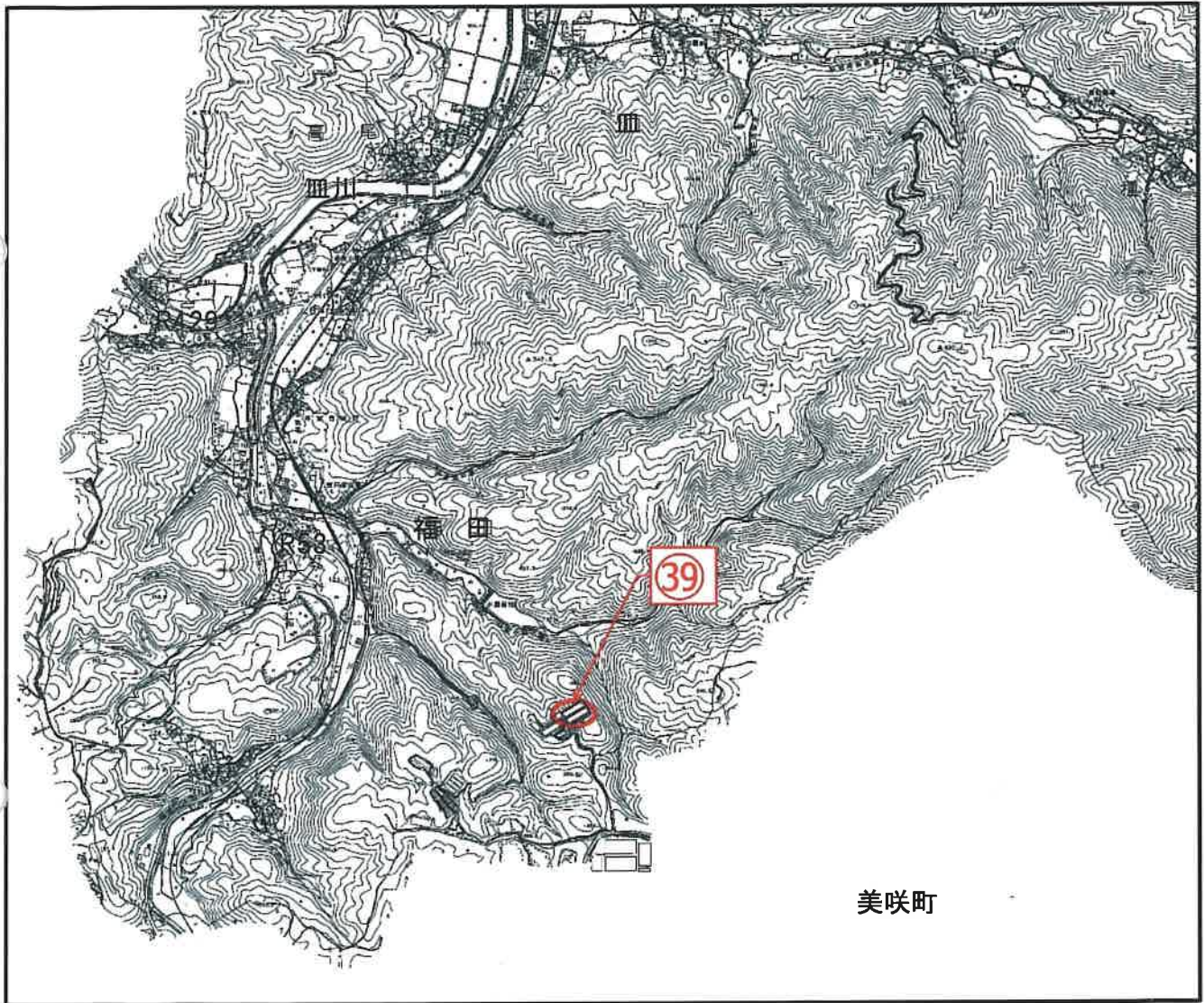
くめ・宮部下 地内



上田邑・下田邑・戸島・二宮 地内



西吉田・瓜生原・金井・国分寺 地内



福田 地内